

65歳以上の方が対象

「年金特別徴収」10月から開始

問|| 税財政課課税係

☎ 956-2101 (内146)

町・府民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）が、65歳以上の方を対象に今年10月から始まりです。

「年金特別徴収」ってどんな制度？

65歳以上の方の公的年金に対する町・府民税は、これまで多くの場合、納付書または口座振替（普通徴収）で納付いただきました。しかし、今年10月以降、日本年金機構などの年金支払者が年6回の年金支給時に町・府民税を引き落とし、町に納入する方法（特別徴収）に変わります。※納付方法が変わるだけで、新たな税負担は生じません

対象となるのは？

その年の4月1日現在65歳以上で老齢基礎年金などを受給し、公的年金に対する町・府民税が課税される方です。

※公的年金の年額が18万円未満の方は対象外

引き落としされる税額は？

公的年金の所得分に対して計算された税額のみです。※給与所得、事業所得などに対する税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または普通徴収（納付書または口座振替）で納めていただきます

引き落としの対象となる年金は？

老齢基礎年金などの公的年金が引き落としの対象となります。

徴収方法と税額は？

今年10月から特別徴収が始まります。平成22年度上半期は、年税額の半分を6月と8月の2回に分けて普通徴収（納付書または口座振替）で納めていただきます。

Q&Aで知る「年金特別徴収」

- 特別徴収を本人の意思でやめることはできますか？
- 本人の意思での選択はできません。地方税法の規定により、原則としてその年の4月1日現在65歳以上の方で、公的年金を受給しているすべての納税義務者が対象となります。
- 給与と公的年金収入があり、今までそれぞれの収入を合算して算定された個人住民税額を給与から特別徴収されていました。今後はどうなりますか？
- A 地方税法の改正により、公的年金に対する個人住民税を給与から特別徴収することはできなくなりました。このため、給与からは給与に対する個人住民税が、公的年金からは公的年金に対する個人住民税が、それぞれ特別徴収されることとなります。

住民税の税額が60,000円（年金所得のみ）の場合

平成22年度（特別徴収開始年度）

徴収方法	上半期（普通徴収）		下半期（特別徴収・本徴収）		
	徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月
	6月	15,000円	10月	10,000円	12月
			8月	15,000円	2月
算出方法	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

平成23年度（特別徴収2年目以降）

徴収方法	上半期（特別徴収・仮徴収）			下半期（特別徴収・本徴収）		
	徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	税額
	4月	10,000円	10月	10,000円	12月	10,000円
			6月	10,000円	2月	10,000円
算出方法	前年度の2月と同じ額			平成23年度の年税額の残り1/3ずつ		

国民健康保険のお知らせ

— 6月中旬に納税通知書などを発送します —

平成22年度の主な改正点

- 保険税率を改定
- 年金からの天引き（特別徴収）を開始
- 非自発的失業者の保険税などの軽減措置を実施
- 納税通知書や納付書の様式を変更

問・相談＝町民健康課高齢者福祉・保険医療係 ☎956-2101（内126・127・128・129・121）

国民健康保険制度とは

被保険者（加入者）が支払った保険税や、国・府の交付金・補助金などを財源として、被保険者の方が一の病気やけがのときに医療費を給付する相互扶助の制度です。職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している方、生活保護を受けている方などを除く、すべての方が国民健康保険制度に加入します。

国民健康保険被保険者証について

大山崎町では、加入者一人ひとりに被保険者証を交付しています。

【被保険者証の管理・使用にあたっての注意点】

- 有効期限を過ぎた被保険者証は無効です
- 紛失・破損した場合は役場1階町民健康課（2番窓口）で再交付の申請をしてください
- 被保険者資格を喪失したら、ただちに使用を中止してください
- 急病などでやむを得ず被保険者証を持たずに医療機関を受診し、かかった医療費全額を支払った場合は、後日申請いただければ、国保負担分（窓口3割負担の方であれば7割分）を給付します

届出はお忘れなく

次のような場合には、14日以内に町民健康課に届出をしてください。
※届出内容ごとに必要書類などが異なります。詳しくはお問い合わせください

【国保への加入の場合】

- 他市町村から転入したとき
- 職場の健康保険から脱退したとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- 子どもが生まれたとき

【国保からの脱退の場合】

- 大山崎町から転出するとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 生活保護を新たに受けるとき
- 死亡したとき

届出が14日を超えて遅れると…

【国保への加入の場合】

- 保険税は、異動のあった日にさかのぼって課税されます

- 未届けの期間に受けた医療については保険給付が受けられません

【国保からの脱退の場合】

- 資格喪失日以降に国保の被保険者証を使用した場合、国保が負担した医療費を返還していただきます
- 脱退の届出がないと、保険税がかかります

ればさかのぼって精算します

保険税の計算方法は？

世帯ごとの収入や資産、加入者数を左表にあてはめて年税額を算出しています。

年の途中で加入・脱退があった場合は、年税額を月割で再計算し、その後の納期限の税額を増減して調整します。過払い金額がある場合は返還します。

課税区分	課税対象	税率など		
		医療分	支援分	介護分
所得割	加入者の前年中所得金額	7.4%	1.6%	1.3%
資産割	加入者の固定資産税額	15%	2%	4%
均等割	加入者1人あたり定額	22,000円	6,000円	9,500円
平等割	加入1世帯あたり定額	19,000円	4,000円	5,500円
限度額	超過分は切り捨て	500,000円	130,000円	100,000円

保険税の納め方は？

従来の納付書または口座振替による納付方法（普通徴収）に加え、今年10月からは、年金からの天引き（特別徴収）が始まります。

特別徴収の対象となる方

国民健康保険の加入者全員が65歳～74歳の世帯の世帯主が対象です。今年度は、6月～9月は普通徴収、10月からは特別徴収により納めていただきます。ただし、次の要件いずれかに該当する場合は、特別徴収の対象にはなりません。

○世帯主が国民健康保険被保険者でない
○年金額が年額18万円未満などの理由で、介護保険料が年金から天引きされていない

○介護保険料と合わせた額が年金額の1/2を超える

○今年度中に世帯主が75歳に達する

普通徴収の対象となる方

特別徴収の対象とならない世帯主が対象です。6月～翌年3月の毎月末を納期限とする10回払いで納めていただきます。

口座振替納付への変更も可能

下記の口座振替取扱金融機関で、保険税の口座振替を申し込んでください。

※特別徴収の対象となる方でも、原則、口座振替納付への変更ができます。金融機関での手続きの後で、被保険者証と印かんを持参のうえ、町民健康課で申請してください（10月からの特別徴収の停止を希望される場合は、7月30日迄）

までに申請してください）

【口座振替取扱金融機関】

▼京都銀行 ▼京都市中央農業協同組合
▼みずほ銀行 ▼りそな銀行 ▼池田泉州銀行 ▼関西アーバン銀行 ▼京都信用金庫 ▼京都中央信用金庫 ▼近畿労働金庫 ▼ゆうちょ銀行・郵便局

保険税の納付義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していないくても、世帯の中に国保の加入者がいる場合、納付義務者は世帯主となります。

経済的な事情などで保険税を支払えない場合は、そのままにせずにご相談ください。前年度所得などに応じて減免や軽減を受けられる場合があります。

また、減免などの対象にならない

場合でも、分納などの納付方法があります。

保険税を1年以上滞納すると…

○被保険者証を返還していただき、有効期間の短い被保険者証に切り替えます

○資格証明書を発行する場合があります（医療機関窓口での保険給付は受けられず、その都度保険給付分の精算をしていただくことになります）

○1年6カ月を経過すると保険給付の一部または全部を差し止めます ※そのほか、地方税法に基づいて財産の差し押さえなどの処分を受けることもあります

倒産や解雇などで退職した方は、保険税などが軽減される場合があります

倒産、解雇、雇止めなど事業主の都合（非自発的理由）により退職した場合、国民健康保険の保険税などが軽減される場合があります。軽減を受けるには届出が必要です。

軽減の対象

次の要件すべてに該当する方。

○平成21年3月31日以降に退職した

○退職日現在の年齢が65歳未満

○事業主の都合による退職（雇用保険の特定受給資格者）または雇止めなどによる退職（雇用保険の特定理由退職者）である※

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、31、32、33、34に該当する方

軽減内容

○保険税の計算時に前年の給与所得を3/10とみなして計算します

○高額療養費などの所得区分の計算時に、前年の給与所得を3/10とみなして計算します

軽減期間 離職日の翌日から翌年度末までです。届出が遅れても、さかのぼって軽減されます。国民健康保

険に加入中は、途中で就職しても継続しますが、国民健康保険を脱退すると終了します。ただし、平成21年度の保険税は対象外です。

届出に必要なもの 雇用保険受給資格者証 ▼国民健康保険被保険者証 ▼印かん

届出先 町民健康課